

東武北千住駅避難確保浸水防止計画

計画の構成

1. 計画の目的
2. 計画の対象区域
3. 計画の適用範囲
4. 近隣施設の関係者との相互連携
5. 防災体制
6. 情報収集及び伝達
7. 浸水防止に関する活動
8. 避難誘導
9. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備
10. 防災教育及び訓練の実施
11. 自衛水防組織の業務に関する事項

1. 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 2 第 1 項に基づくものであり、「東武北千住駅地下街等区域」の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図ることを目的とする。

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、下図「東武北千住駅地下街等区域図」に黄色で示す東武北千住駅の地下 1 階（東京地下鉄千代田線への連絡通路）とする。

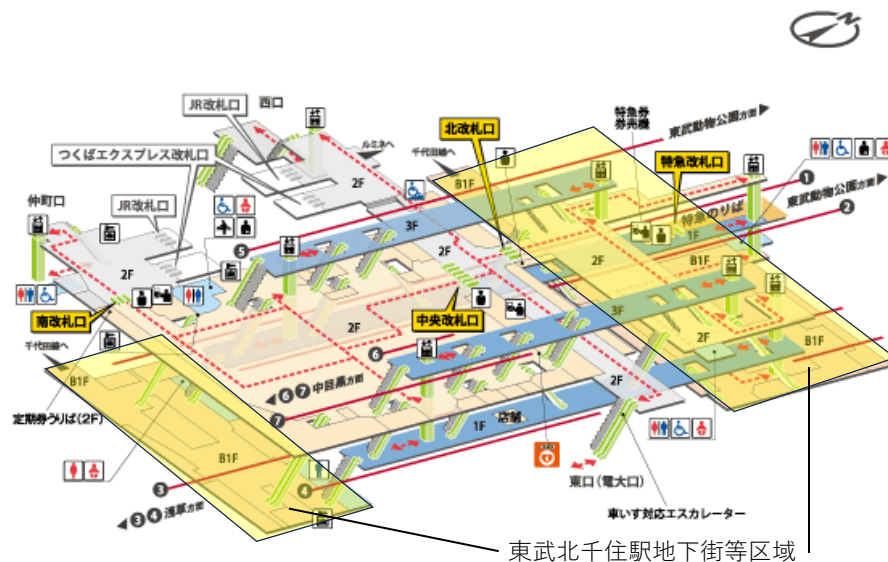


図 東武北千住駅地下街等区域図

3. 計画の適用範囲

この計画は、東武北千住駅地下街等区域内の施設に勤務又は施設を利用する全ての者に適用するものとする。

4. 近隣施設の関係者との相互連携

この計画及びその訓練の実施にあたっては、東京地下鉄、その他の管理駅に近接する施設の関係者と、情報の共有その他の相互連携に努めるものとする。

5. 防災体制

下表のとおりとする。

表 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・荒川氾濫注意情報発表	各班へ注意体制を確立した旨を連絡
		洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 荒川氾濫警戒情報発表	各班へ警戒体制を確立した旨を連絡
		洪水予報等の情報収集
		避難誘導に使用する資器材の準備
		利用者への発表情報等の周知
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・荒川氾濫危険情報発表	所属員への発表情報等の周知
		避難誘導指示
		利用者への発令内容、避難実施等※の周知
		足立区災害対策課へ避難する旨通知
		所属員への発令内容、避難実施等の周知
		洪水予報等の情報の収集及び周辺の浸水状況の把握
		避難誘導の実施

※ 災害時要配慮者（高齢者、身体障害者、外国人、乳幼児連れ、妊産婦、傷病者、単独の小児等をいう。）の避難誘導にあたっては、必要により他の旅客等）については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼びかけを行う。

自衛水防隊の任務は下表のとおりとする。

表 自衛水防隊の任務

日 中 夜 間		任 務
	総括管理者	自衛水防隊の統括
	総括班	各班の編成・指揮
	情報班	関係箇所との連絡窓口
	避難誘導班	避難誘導および負傷者の応急処置

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は下表のとおりとする。

表 収集する情報と収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報	運行管理所からの情報
洪水情報、水位到達情報	足立区地域防災無線 FAX 配信 (FAX 配信の順序) 足立区都市建設部都市建設課→営業指令→北千住駅
避難準備・高齢者避難開始・避難 勧告・緊急避難指示(緊急)	足立区地域防災無線 ※FAX 配信は無い

(2) 5 防災体制の表のとおり、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を対象区域内の施設に係る全従業員で共有する。また構内放送を用いて、気象情報、洪水予報等、避難開始等の情報の周知を図る。

7. 浸水防止に関する活動

施設の構造と「地点別浸水シミュレーション検索システム」によれば荒川の氾濫・決壊発生後、浸水の開始までに十分な垂直避難等の時間を確保できることと、浸水防止に関する活動は大きな危険を伴うため、避難誘導のみを行う。

8. 避難誘導

(1) 避難開始時期

非常体制に移行後、速やかに避難を開始する。

(2) 避難経路

下図「避難経路図」のとおりとする。



図 避難経路図

(3) 避難誘導方法

避難誘導するときは、避難場所及び避難経路について、声をかけながら誘導する。構内放送及び掲示板を用いて、地上の浸水に関する情報、避難を開始すること、誘導員の指示に従うこと、エレベーター等は使用できないこと、災害時要配慮者を見かけた場合には当該災害時要配慮者の避難に協力いただきたいことを利用者に周知する。

災害時要配慮者は従業員だけでなく周辺の利用者の支援により、優先的に早期に避難させる。避難誘導にあたっては、避難誘導員はメガホンを活用して避難誘導を行う。

地下からの避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

9. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する装備品は事務所に保管する。内訳は下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

表 自衛水防組織装備品リスト

装備品
トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、メガホン

10. 防災教育及び訓練の実施

毎年1度、全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水対策に関する訓練を実施する。

11. 自衛水防組織の業務に関する事項

別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

以 上

別添

自衛水防組織活動要領

浸水危機時の活動要領

第1章 編成・指揮

(編成)

第1条 総括管理者は、自衛水防隊の編成及び解散を決定する。

2 自らの任務又は班に疑義がある者及び応援者は、総括管理者の指示又は班の割当を受ける。

(指揮)

第2条 総括管理者は、その時々状況に応じた、避難誘導の方向及び避難誘導員の配置を計画し、各班に伝達する。

2 総括管理者は、各班に必要な指示をし、報告を受ける。この場合において、各班の作業の優先度、量、タイミング等を踏まえ、班員の割当を変更し、又は他の班の作業を手伝うことを指示することができる。

第2章 統制

(避難誘導等の開始)

第3条 避難誘導の開始は、現業長の指示による。

2 前項の定めに関わらず、水害発生のおそれがある場合は、避難誘導を開始し、その旨を営業指令に報告する。

(避難誘導の完了)

第4条 避難誘導は、駅構内の出入口等までとし、その完了は、駅構内及び列車内の残留客確認の完了をもってみなす。

2 避難誘導が完了したときは、その旨を営業指令へ報告する。

(駅構内からの退避)

第3章 通報連絡

(駅構内放送)

第5条 避難誘導のための駅構内放送文例は、以下のとおりとする。

お客様にお知らせいたします。

荒川の水位が（氾濫のおそれのある水位に到達したため/ 堤防の高さを超えるおそれがあるため）、水害発生のおそれがあります。

当駅の地下部分が浸水するおそれがありますので、お近くの出口から外へ、速やかに避難してください。係員や行政機関からの指示がある場合には、その指示に従って避難してください。

(近接施設への連絡)

第6条 近接施設に対しては、必要に応じて、大規模水害発生や浸水の状況、避難誘導や止水処置の進捗等を伝え、及び相手施設からの駅構内への浸水について可能な範囲での防止措置を要請するものとする。

第4章 避難誘導及び止水処置

(基本的な情報伝達)

第7条 旅客等に対しては、駅構内放送設備、拡声器、肉声等により、大規模水害発生や浸水の状況、避難方向、落ち着いて歩く（走らない）ことを伝える。

2 避難先の案内は、あらかじめ定めた場所又は関係行政機関（区役所、警察署、消防署等）からの広報によるものとする。

(要配慮者への対応)

第8条 要配慮者（高齢者、身体障害者、外国人、乳幼児連れ、妊産婦、傷病者、単独の小児等をいう。）の避難誘導にあたっては、必要により他の旅客等に協力を求める。

以 上